

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
2. 見積徴取を行う事項
 - (1) 業務名称
仲田住宅2号棟25電気設備改修工事監理業務
 - (2) 業務場所
愛知県名古屋市中区北千種1丁目902番1外
 - (3) 業務概要
仲田住宅2号棟25電気設備改修工事に係る監理業務
 - (4) 業務期間
委託業務の対象とする 工事目的物の引渡しを受ける日 まで
 - (5) 証明書等の受領期限
令和7年11月10日 (月曜日) 17時00分
 - (6) 見積書の提出期限
令和7年11月13日 (木曜日) 17時00分
(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)
 - (7) 見積合せの日時
令和7年11月14日 (金曜日) 10時00分
(見積合せへの立会いは不要とする。)
3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項
 - (1) 令和7・8年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分
建築士事務所 の **A～C等級**
に格付けされており、責任をもって業務を完了することができる者。
(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
(6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
4. 契約条項等を示す場所及び見積説明書等の交付期間、方法、見積参加申込み
 - (1) 場所
問い合わせ先: 東海財務局 管財部 統括国有財産管理官 第5統括部門
〒 460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目3番1号
電話052-951-2842(ダイヤルイン)

受付場所: 同上
 - (2) 交付期間
公告日から 令和7年11月10日 まで
 - (3) 交付方法
原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にてchoutatsu01510@tk.lfb-mof.go.jp(「l」は英小文字の「エル」)宛てに(2)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛に返信する。
件名 : 仲田住宅2号棟25電気設備改修工事監理業務 の見積説明書等交付願
メール本文 : 見積参加者の住所
氏名(法人の場合は、その名称又は商号)
担当者氏名
担当者連絡先
添付ファイル 等級決定通知書(写)又は登録通知書(写)
 - (4) 見積参加申込み
見積参加を希望する者は、見積説明書等を取得し、上記2.(5)までに上記問い合わせ先へ証明書等の提出を行うこと。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
5. 契約保証金
全額免除する。
6. 見積書の記載金額
契約相手方の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
7. 見積の無効
本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
8. 契約相手方の決定方法
予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
9. 契約書の作成
契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。
10. その他
 - (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(5)までに認定を受けなければならない。
 - (2) 詳細は見積説明書による。
 - (3) 本件見積に係る契約相手方の決定及び契約の締結は、本業務対象工事の契約相手方決定を条件とする。

以上公告する。

令和7年10月23日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 黒井 隆宏